

19世紀から20世紀初頭にかけてのアメリカ における会社債権者保護の法理としての Trust Fund Doctrine

柴田 和史

目次

1. 序論
2. Trust Fund Doctrine の黎明期
3. Trust Fund Doctrine の確立期

1. 序論

かつて Trust Fund Doctrine は、アメリカの会社法の分野⁽¹⁾においてのみならず、アメリカ法全体の中で燦然と輝く地位を有していた。なぜなら、すでに政治的にはイギリスからの独立を達成していたものの、法制度についてはそのすべてをイギリスから継受しイギリス法からの独立を果たすことができないでいた19世紀初頭のアメリカ合衆国の法曹にとって、Trust Fund Doctrine はイギリス法には存在しない全く新しいアメリカ独自の法理として生み出されたものであったからである。しかも、この法理を述べたのが著名な Story 判事であったこともその勢いを促進した。

1824年に登場し、その後、この法理は合衆国連邦最高裁判所により認められ、たちまちアメリカ各州に浸透した。Trust Fund Doctrine は1870年代には揺るぐことなく確立し、1880年代には絶頂期を迎えた。しかし、20世紀に入るとしだいに勢いを失ってくる。現在の主要な会社法

に関する著作においては、Trust Fund Doctrine はまったく説明されないかあるいは簡単に触れられるに留まっている。⁽²⁾ 同法理は現在では廃棄されてしまったかのように述べる者もいる。近年において、Trust Fund Doctrine を要領よく概括したものとして Norton の論文が有名であり、⁽³⁾ 定評を得ている。そこでは、Trust Fund Doctrine は歴史的にも法理論的にもその存立基盤に疑義があると述べられている。⁽⁴⁾

しかし、1946年の時点で Ballantine は明確に「解散した会社の財産は債権者と株主のための Trust Fund (信託財産) とみなされる。」と述べている。また、現在でも、模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) に関する解説書は営業譲渡に関する 12. 02 条の説明箇所と解散の効果に関する 14. 05 条の説明箇所において Trust Fund Doctrine について言及している。さらに、Fox & Fox の実務家向けの書籍は「譲受会社が、その会社資産の譲り受けにより譲渡会社の債務の弁済に充てられるべき主要な資産を剥奪するということにつき悪意の場合、Trust Fund Doctrine により、譲渡会社の債権者は譲受会社に対し債務の弁済を求めることが許される」と述べている。

裁判例としては、ニューヨーク州、⁽⁵⁾ カンザス州、⁽⁶⁾ テキサス州等々⁽⁷⁾ において、ごく最近でもこの法理が当事者により主張され、裁判所が明確に Trust Fund Doctrine は現在も生き続けていると判示し、同法理について詳細に言及している。⁽⁸⁾

このように、Trust Fund Doctrine は、そもそも法理そのものが現在でも有効な法理なのか否かが判然としない。ましてや、その適用要件や法律効果については不明瞭な部分が少なくない。本稿は、このようになかなか明確に把握することのできない Trust Fund Doctrine の解明とわが国への紹介を試みるものである。

2. Trust Fund Doctrine の黎明期

—1810年代のマサチューセッツ州における会社法—

Trust Fund Doctrine に触れる多くは、1824年に Story 判事が Wood v.

Dummer 事件の判決において最初にこの法理を提唱し事案の解決に用いたとする。たしかに、この事件は当該事案の結論を導くために同法理をレイシオ・デシデンダイとして採用した最初の事件である。ただし、原告および被告は異なるが、同じ銀行の倒産に関連しほとんど事案を同一にする事件について、これに先立つ5年前に、すでにマサチューセッツ州最高裁判所が2件の判決を言い渡しており、この判決の中で Trust Fund Doctrine の原理が認められると言う者もいる。⁽⁹⁾ただし、いずれも原告がコモン・ロー上の訴訟手続を選択したために、裁判所はエクイティであれば合理的な結論を示しうると述べながら、結局、請求却下となっている。

Wood v. Dummer, 3 Mason 308 (C. C. D. Maine 1824)

〔事実〕

訴外A銀行株式会社 (Hallowell and Augusta Bank) は1804年に制定されたマサチューセッツ州の法律に基づき1812年までの存続期間で設立された。その後、1812年に、州議会は、このような銀行がその営業を徐々に終了し資本を徐々に株主に分配することを可能にするために存続期間を1819年まで延長した。1813年に、合計金額約9万ドルのA銀行振出の手形が流通しているにもかかわらず、A銀行は資本金20万ドルのうちの15万ドルを株主に分配した。A銀行株式会社の解散により同銀行振出の手形の支払を受けられなかった Wood(X)は、同銀行の株式を320株所有する Dummer(Y) 等株主に対しA銀行株式会社が詐欺的に銀行資本の払戻を行ったという理由により、手形金の支払を求めて訴えを提起した。

〔判旨 (Story 判事)〕

「現在、株主の手元にある資本の一部が銀行の債務の弁済のための責任財産であるか否かを検討する。一般原理により、銀行の資本は銀行との契約により生じた債務の弁済のための担保または信託財産とみなされるということが明白と思われる。

個人の株主は銀行の債務について責任を負わない。株式会社の基本定

款は株主個人の責任を免除するが、それに代えて株式による資本が存在する。銀行株式会社は、この資本に相当する財産が評価されることにより信用を得ている。会社の存続期間内においては、資本が唯一の財産であり、会社債務の弁済のための資金として用いられうるものである。それゆえに、会社の債務を弁済することなしに、資本を株主に払い戻すことは許されないのである。このことは、いささかの疑念も生じえないほど明白であって、銀行がその資本を会社の全債務の弁済のための信託財産としていることは明らかである。

手形所持人や他の債権者は資本の上に第一優先順位の請求権を有する。株主はすべての債権者への弁済が完了するまではいかなる権利も有しない。

もし株式による資本が信託財産であり、相当する資産が信託財産であることを知っている者に移転された場合には、債権者はそれを追及することができる。株主は、法律上も事実上も、株式による資本が信託財産であることを知らないと言うことはできない。信託財産が善意の取得者ではない者に移転された場合には、⁽¹⁰⁾受益者はこの信託財産を追及できるとする法理は古くから確立している。株主は全債権者が満足するまではいかなる権利も有しない。したがって、会社債務の弁済以前に株主の手元に移転された財産には、債権者の利益のためにエクイティ上の権利が付着している。

よって、株主であるYは、資本からの払戻しとして受け取った金額中から、会社債権者であるXに手形金額を支払わなければならない。」

19世紀初頭、Trust Fund Doctrine が生み出された理由は、当時の株式会社の解散・清算手続の不備に起因する。⁽¹¹⁾すなわち、コモン・ロー上、当時は、ひとたび会社 (Corporation) が解散すると、その瞬間から、会社には原告及び被告としての訴訟遂行能力が喪失すると考えられていた。⁽¹²⁾この点につき、Story 判事は「自然人が死亡する場合と会社が消滅する場合とにおいて係属中の訴訟の取扱を区別して考えることはできない。」と述べる。⁽¹³⁾この考えは、Blackstone 卿の「法人の解散は法人

の死を意味する。この場合、法人の不動産は元の贈与者へ返還される。法人の債務はその解散により完全に消滅する。」と述べるところに由来する。⁽¹⁴⁾アメリカ会社法学の泰斗である Morawetz は1886年の著書の中で、「法人の解散の効果は、不動産 (real estate) は贈与者に返還され、動産 (personal estate) は国王に復帰する、そして、金銭給付請求権 (choses in action)⁽¹⁵⁾ は法人の消失 (death) とともに消滅する。」と述べる。⁽¹⁶⁾したがって、会社を債務者とする金銭債権を有する一般債権者は、会社が解散すると、債務者が消滅し訴えを提起することができなくなり、また、係属中の訴訟は被告ないしは原告が消滅することにより終結してしまう。会社が解散する場合、金銭債権を有する一般債権者は会社に対し、コモン・ロー上、何も手段を有しなかった。そこで、Story 判事は、解散後ないしは清算手続において弁済未了の金銭債権が存在するにもかかわらず会社の財産が株主や取締役等に移転された場合には、一般債権者がその債権の弁済に充てるべく右の財産を追及できるとする Trust Fund Doctrine を創造し適用して、原告である債権者を勝訴させた。したがって、Trust Fund Doctrine が生み出された当初の目的は、もっぱら清算手続でないがしろにされた非担保の一般債権者の保護であった。

3. Trust Fund Doctrine の確立期

Wood v. Dummer 事件 (1824年) から Curran v. Arkansas 事件 (1853年) までの期間に、Trust Fund Doctrine を肯定し採用した判決はいくつかの州で散見することができる。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾そのなかでも、Wood v. Dummer 事件で提唱された Trust Fund Doctrine を再確認したものとして重要な意義を有するのが Mumma v. Potomac Co. 事件 (1834年) である。

Mumma v. Potomac Co., 33 U.S. 281 (1834)

[事実]

1818年6月、原告・控訴人 X (Mumma) は、コロンビア特別区巡回

控訴裁判所において、被告・被控訴人Y会社 (Potomac Co.) に対する5,000ドルの給付判決を復活させた。しかし、Xは1828年4月18日まで、執行手続もその他の手続も採らなかったため、同日、上記裁判所書記官 (Clerk Office) から、上記判決の効力の復活のために、告知令状 (writ of scire facia)⁽¹⁹⁾ が発せられた。

ところで、1824年1月に、メリーランド州とヴァージニア州と合衆国議会の同意の下に、ヴァージニア州議会は1824年法律第13号を制定した。これによりY会社に与えられていた設立特許は訴外A運河会社 (Chesapeake and Ohio Canal Co.) に改めて与えられA運河会社が設立され、Y会社のすべての財産と権利は、1828年8月15日までにA運河会社に移転され、Y会社は営業活動を停止した。Y会社に対する判決を有するXは、第一に、右制定法により、Y会社の存在が完全に消滅したわけではなく、Y会社の債権者の権利が損なわれるものではない、第二に、右制定法がY会社との契約上の債務を損なうものであれば、合衆国連邦憲法に違反する、また、Y会社からA運河会社への財産の移転は、Y会社の債権者がY会社に対し得た判決の優先弁済権を損なう限り無効であると主張して、巡回控訴裁判所に訴えを提起した。同裁判所が請求棄却の判決を言い渡したので、Xは、誤審令状により連邦最高裁判所に上告した。

〔判旨 (Story 判事)〕

「本件事案には、二つの問題が存在する。

第一は、Y会社の会社としての存在が、Y会社についての設立特許のA会社への移転によって、Y会社債権者の権利を無に帰せしめるほどに完全に消滅しているか否かという点である。この問題については、Y会社の設立特許がA会社に移転され、後者により合法的に受け入れられたこと、また、それにより、Y会社の特許が期限を経過し無効となっていることが両当事者により合意されており、裁判所が検討を行う余地はない。仮に、当法廷がこの点を考慮したとしても、ヴァージニア州の1824年法律第13号は、A会社の設立を認め、前述の設立特許の移転によりY会社についての設立特許が期限を経過し無効であることを宣言している

ので、Y会社のすべての権限と権利がA会社に移転され、A会社に帰属しているとする結論を導くであろう。

第二の問題は、設立特許の移転を定める問題の制定法は、会社の契約上の債務を損なうか、そして、ヴァージニア州、メリーランド州及びそれらについての合衆国議会の承認はこの点については無効か、すなわち、法的効果を有さないかということである。第二点が維持できないならば〔＝問題の制定法が無効でないならば〕本件訴訟は終結する。なぜなら、死んだ自然人に対する告知令状が維持できないのと同様に、死んだ会社に対しても維持できるという理由は存在しない。〔しかし、〕この問題に関する合衆国憲法⁽²⁰⁾の条文が存在する以上、ヴァージニア州とメリーランド州の法律の下で、会社の解散が会社との契約上の債務を損なう結果をもたらすとは考えられていない。自然人の死が契約上の債務を損なうことがありえないのと同様に、会社の解散が会社の契約上の債務を損なうことは考えられず、契約上の債務は存続すると考える。

会社が所有していたすべての財産は、会社が解散するときまでは、会社及びその株主のための信託財産であり、これが善意有償取得者の許に移転しない限り、〔解散後には〕会社債権者は会社の所有していたすべての財産に対し強制執行を行うことができる。そのうえ、問題の制定法の12条は、Y会社に債権者が存在する限り、毎年、A運河会社の配当または純収入額の一定割合を債務の弁済に充てるべきことを、A運河会社の取締役及び社長の義務と定めている。上記債権者達の債権額は、その当時17万5,800ドルに達していた。このような方法こそが、すでに解散した会社の債権者に会社の財産を分配するためのエクイティ上の方法であり、唯一の方法である。この方法は、死んだ支払不能者の資産の分配方法と類似する。〔以上に述べたように、Y会社の契約上の債務はヴァージニア州の制定法により損なわれていない。〕

このほかの問題については立ち入る必要はないので、当法廷は、巡回控訴裁判所の判決を肯定すべきであると結論する。よって、原判決を維持し、上告を棄却する。」

右に述べたように、傍論ではあるが、Trust Fund Doctrine は *Mumma v. Potomac Co.* 事件において連邦最高裁判所により再確認された。その後、諸州において明確に Trust Fund Doctrine を判決理由として結論を導く判決が登場してくる。すなわち、1843年のミシシッピ州最高裁判所判決⁽²¹⁾、1844年のコネティカット州最高裁判所判決⁽²²⁾、1850年のメイン州最高裁判所判決⁽²³⁾、同じく1850年のジョージア州最高裁判所判決⁽²⁴⁾などである。このように各州の最高裁判所が Trust Fund Doctrine をつぎつぎと肯認し採用した後に、1853年には、有名な連邦最高裁判所判決を迎えることになる。すなわち、*Curran v. Arkansas* 事件 (1853) において、連邦最高裁判所は、同法理を正面から認めることになる。

Curran v. Arkansas, 56 U.S. 304 (1853)

〔事実〕

Y 2 銀行 (Bank of State Arkansas) は、Y 1 州 (アーカンサス州) の立法により同州を単独株主として1836年に設立され、その株式資本額 (capital stock) は 35 万 0753 ドルであった。同銀行は、原始定款 (charter) により、常時、支払を求められても支払うに十分な現金を保有すべきことが義務づけられていた。

X (*Curran*) は、合計9000ドルの同銀行の約束手形の正当な所持人 (owner and bearer) であり、これらを支払呈示したところ、同銀行が支払を拒絶したため、Xはコモン・ローの手続により訴えを提起し勝訴判決を得た。しかし、同判決に基づく銀行所有の不動産等に対する強制執行は効を奏しなかった。そこで、同判決の満足を求めるため、Xは、エクイティの法理によりY 2 銀行の財産を追及すべく本件訴えを提起した。現在、Y 2 銀行の財産を保有するのはY 1 州及びその他二名の被告である。

Y 2 銀行が発行していた巨額で大量の約束手形については、1839年11月7日に、支払を拒絶する旨の公告がなされた。1843年1月、Y 2 銀行がなお支払不能のまま、Y 1 州の州議会は問題を解決するために、Y 2 銀行の法人としての存在を継続させながら、Y 2 銀行をレシーバーらの

経営管理に委ねるとする内容の法律を制定した。その当時、Y 2 銀行の資産額は183万2120ドル、そのうち 9 万0301ドルを現金で保有していた。

その後、1843年2月に制定された法律により、Y 2 銀行は、立法府のメンバーに支払うべき1万5000ドルの現金を、州に譲渡することが求められた。1845年1月4日に成立した法律は、Y 2 銀行の役員に、和解する権限、特定の財産を支払に充てる権限、資本を調達するため新株を発行する権限などを付与した。

Xは、Y 1 州の一連の制定法がXとY 2 銀行間の契約上の債務を損なうものであるという理由により、州の制定法の合衆国憲法違反⁽²⁵⁾を問題とし、ついで、レシーバー及び州の許に移転した銀行の財産から、Xの判決債権の満足を求めるために、Y 1 州とY 2 銀行に対し訴えを提起した。アーカンサス州一審裁判所はXの請求認容の決定を言い渡したが、Yらが上訴したところ、アーカンサス州最高裁判所はYらの妨訴抗弁(demurrer)を認め訴えを却下した。そこで、Xは、アーカンサス州最高裁判所の判決に誤りがあるとして、誤審令状(Writ of Error)により、訴えを提起した。

〔判旨〕

「当裁判所が検討すべき問題は、以下の三点である。

第一に、仮にXが問題とする州の特別法が制定されなかったとすると、本件契約に関し、Xはどのような権利を有するか、という問題である。

この問題は、あまり多くの困難を伴わずに解答できる。Xは、支払不能の銀行業を営む株式会社の債権者である。そのような会社の資産(assets)は、会社債務の弁済のための資金(原資)である。それらが、会社自身により保有されていれば、それらは通常のコモン・ロー手続により差押の対象となる。もし、会社債務が支払われないままそれらが株主間に分配されたとしたら、また、それらが善意有償取得者以外の者の許に移転されたとしたら、会社債権者は、会社財産について債権者のために信託が設定されたものと考え、エクイティの法理により財産の

追及を行うことができ、債権者らの債権の弁済にそれらの財産を充てることができる。

このことは、これまでにもしばしば判示されてきたことであり、明白な原理の上に立脚している。たとえば、Story はその著書の1252項で「株式会社の株式資本と他の財産が会社の債務の弁済に充てるための信託財産と見なされるとする裁判例をいくつも引用することができる。それらの裁判例では、会社の債権者は右の信託財産上に優先弁済権、ないしは、株主へのどのような弁済よりも優先して信託財産から弁済を受ける権利を有するとされる。」と述べる⁽²⁶⁾。この法理は、Wood 事件、Mumma 事件など多くの判決により支持されている。考慮すべき特段の事情がない限り、本件銀行株式会社の財産が〔株主である〕Y 1 州に移転し帰属していても、それは債権の弁済を受けていない会社債権者Xのために、信託が設定されたままで移転されたことになる。したがって、右の法理の例外とするYらの主張⁽²⁷⁾は認められない。

第二に、州の特別法は、Xの〔その会社との〕契約上の債権を損なっているかという問題がある。

Y 2 銀行の財産をY 1 州に移転すること、すなわち、債権者のための信託財産の範囲から財産を解放することを認める特別の理由が存在するか、また、それはXの契約上の債権を損なうことになるかが詳しく検討されなければならない。Xは一定の金額の銀行振出の約束手形の所持人であり、その支払は銀行の財産からなされる。この約束手形に関する契約が成立したときに存在していた州法に従えば、手形所持人は、コモン・ロー手続により銀行の動産や不動産に強制執行をかけることができ、また、エクイティ裁判所に訴えて、善意有償取得者以外の者に移転された財産や土地を追及することができる。このようなことは、XとY 2 会社間の契約の内容であり、Y 2 会社の債務でもある。そのような約束手形の支払を残したまま、会社がその財産を株主に分配すること、及び、会社の財産をその唯一の株主に移転することを認め、その実施を要求する問題の州制定法は、本件で問題となっている約束手形所持人を含む会社債権者の契約上の債権を損なうと言える。

州法を設立根拠法とする銀行業を営む株式会社について、州議会がその設立特許を取り消すことができることには疑いがない。しかし、その取消しの効果は会社と第三者との契約を無効とし、会社債権者の債権の引当てとなる会社財産を他に流出させることを許すものではない。もし、銀行株式会社の設立の取消しの効果がそのようなものであるならば、取消しを認める法律そのものが合衆国憲法に抵触し違法であることになる。この見解は、すでに Mumma 事件において、当裁判所で表明されている。

実際、支払不能の株式会社の不動産が債権者のための信託財産であることを承認する以上、受託者が不存在であっても、その理由により信託を廃止することはしないエクイティ裁判所は、会社の解散によって不動産の所有者の変更が生じて、その信託の実行について関与するという帰結が導かれる。

株式会社の設立特許が取り消されたり、存続期間が終了したりした後においては、会社によるまたは会社に対するコモン・ロー上の訴訟を維持することに法技術的な困難が存在する⁽²⁸⁾としても、〔エクイティにより〕善意有償取得者以外の者の許に移転した会社の不動産を追及すること、そして、会社債権者に右不動産上の優先弁済権を認めること、および、会社債権者がその財産（不動産）からその債権額のみの弁済をうけることが認められることについてはなんらの疑問も困難も存在しない。

第三に、アーカンサス州最高裁判所は、本件で問題となった制定法が有効であることを前提としたうえで、同法を根拠として、X に対し、請求却下の決定（decree）を言い渡したという問題がある。しかし、本件で問題となったアーカンサス州の制定法は、Y 2 会社の約束手形の正当な所持人である X の同会社に対する債権を損なうものであったと言える。そうだとすれば、そのような法律は合衆国憲法の下で違法であり、その法律の効力を認めることはできない。

よって、アーカンサス州最高裁判所の判決を破棄し、本件を差し戻す。」

連邦最高裁判所は、右の事件において結論を導く根拠としてアーカンサス州の制定法の合衆国連邦憲法違反を直接の理由としたが、問題の第一点として連邦最高裁判所が Trust Fund Doctrine を肯認したことの意義は極めて重大であった。すなわち、「支払不能の……会社の資産 (assets) は、会社債務の弁済のための資金 (原資) である。それらが、会社自身により保有されていれば、それらは通常のコモン・ロー手続により差押の対象となる。もし、会社債務が支払われないままそれらが株主間に分配されていたとしたら、また、それらが善意有償取得者以外の者の許に移転されていたとしたら、債権者は、会社財産上に債権者のための信託が設定されていると考え、エクイティ裁判所により会社財産の追及を行い、債権者らの債権を満足させるためにそれらの財産を充てることができる。このことは、これまでにもしばしば判示されてきたことであり、明白な原理の上に立脚している。」と述べ、Trust Fund Doctrine を堂々と肯定したからである。

次の事件では、未払いの株金についての払込請求権は株主に対する会社の債権であり信託財産を構成するとの理由により、破産管財人が全会社債権者のために、株主に対し株金の払込を求めたものである。

Sawyer v. Hoag, Wall. (U.S.) 61 (1873)

[事実]

イリノイ州北部地区巡回控訴裁判所からの上告である。

1867年の破産法が成立する以前の1865年4月1日に、訴外A保険会社 (Lumberman's Ins. Co. of Chicago) の取締役は会社の株式引受を勧誘した。同社は、資本額10万ドルで設立され、営業を開始していた。そこでは、株式引受人に対し額面金額の15%について現金による払込が要求されたが、残りの85%は株式引受人に貸与される旨述べられていた。⁽²⁹⁾

X (Sawyer) は勧誘に応じ、1865年4月1日に50株を引き受けた。Xは、A会社に5000ドルの小切手を交付し、5年満期 (年利7%) の4250ドル (引き受けた株式の額面総額の85%) の約束手形を担保の趣旨で交付した。そして、会社から、会社からの貸付金として、4250ドルの

小切手を受け取った。Xは、その後、満期毎に、満期を更新した書換手形を交付した。このようにして、Xの株式は全額払込として扱われた。1871年10月8日、9日に発生したシカゴの大火により訴外A保険会社は支払不能に陥り、1872年6月、会社に対する破産宣告がなされ、Y (Hoag) が破産管財人に任命された。YがXに未払込株金4250ドルの支払を求めたところ、Xは、保険金額の33%の価額で購入した5000ドルのA保険会社の保険証書 (certificate) を提示し、相殺を主張した。Yが相殺を認めなかったため、Xは、相殺を求めて一審裁判所に訴えを提起した。訴状においてXは、保険会社に交付した4250ドルの約束手形は消費貸借契約に基づく貸金返還請求権の担保のためのものであると主張した。Yは、問題の約束手形が、貸金返還請求権の担保であるとする点を否定し、それは引受株式の株金の払込のためのものであると主張し、そもそも株金払込請求権は支払不能会社のすべての債権者のための信託財産を構成するので、一債権者が会社に対し有する一般債権とは相殺されえないと主張した。原審裁判所が請求を棄却したので、Xが連邦最高裁判所に上告した。

〔判旨 (Miller 判事)〕

「本件におけるもっとも重要な問題は、本件保険会社に対するXの約束手形債務が、真に会社とXとの消費貸借契約を原因とするものと考えるか、それとも、未払込株金の株金払込債務を担保するものと考えるかである。

事実を見ると、Xは5000ドルの小切手をA会社に渡し、A会社は4250ドルの小切手をXに渡し、Xは4250ドルの約束手形をA会社に渡した。A会社と株式引受人Xとが意図したことは、株式引受人が負う株金払込債務を消滅させるために、同債務を消費貸借債務に変更することであったと言える。

ところで、支払不能会社の債権者は、未払込株金について、株主に対し会社へ払込みをなすべきことを請求する権限を有するかという問題がある。しかし、最近においては、会社の株式資本、とりわけその未払込株金の株金払込請求権は、会社のすべての債権者の利益のための信託財

産であるとする考えが確立している⁽³⁰⁾。この法理は近年の二つの事件において当裁判所で主張され、確認された。当法廷は、本件においてXによる有効な払込はなかったと考える。

なお、Xは、破産法上の相殺の規定の適用があると主張する。しかし、同条は、破産法制定以前からの相殺の法理の拡張を意図したのではなく、コモン・ローないしエクイティが同法制定以前において許容していなかったような相殺を可能にすることまで意図してはいない。つまり、債務は当事者間で相互的でなければならず、債務の性質は同様のものでなければならない。しかし、本件の株金払込請求権はそのような性質のものではない。株金払込請求権は会社の全債務の支払にあてられるべき信託財産の一部である。株金払込請求権が、すべての債権者のための信託財産であるということは、確立した真理であり、一債権者の債権の弁済に排他的に用いられることは許されない。たとえ、その債権を株主が有し、同株主が同額の株金払込債務を負っているとしても、同様である。

よって、原審判決を維持し、上告を棄却する。」

つぎに紹介する判決では、連邦最高裁判所が、「株式資本は取締役が受託者となる信託財産である。この信託は、会社が存続している間は株主の利益のために運営されるが、会社が解散する時には会社債権者の利益のための信託となる。」と述べている。この表現は、19世紀のアメリカ会社法学において、株式会社を法理論上どのように理解していたかをものがたる重要な表現であると筆者には思われる。

Upton v. Tribilcock, 91 U.S. 45 (1875)

[事実]

X (Upton) は、イリノイ州法に基づいて設立された訴外A株式会社 (Great Western Insurance Co.) の破産管財人である。Y (Tribilcock) は同社の額面総額1万ドルの株式を所有するが、Yは右総額の20%しか株金の払い込みをしていない。そこで、XはYに対し未払込株金額8000

ドルの支払を求めて訴えを提起した。

〔判旨〕

〔判旨第一点〕〔Yは、株式引受契約をした1870年8月においては、額面の20%だけが払込義務であるとする勧誘に応じて株主となった旨抗弁したが、連邦最高裁判所は、仮りにそのような事実が存在したとしても、その後3年間何も主張しなかったYは、権利の上に眠る者には救済は与えられないとするエクイティの法理により、詐欺や不実表示を理由として救済を求める資格を喪失している、と判示した。〕

続いて、第二点について、次のように判示する。

〔判旨第二点〕

YがA保険会社の株式（額面総額1万ドル）の所有者であり、額面総額の20%しか払込みをしていないのならば、A保険会社の債権者がYに対し残りの未払込分の払込みを請求できることに議論の余地はほとんどない。会社から株式の交付を受け、続いて保有することは、その所有者に株主としての責任を負わせることになる。

株式会社の株式資本は、その債務の支払のための原資である。そして、株式資本は取締役が受託者となる信託財産である。この信託は、会社が存続している間は株主の利益のために運営される信託であるが、会社の解散時には会社債権者の利益のための信託となる。この信託に基づく義務は神聖なものであり、おろそかにすることは許されない。

株式引受人の株金払込義務が会社の受託者（取締役）によって免除されうるという見解は正当とは言えない。この見解はしばしば主張されるが、認められたことは一度もない。払い込まれた株式資本と株金払込債務とにより構成される株式資本はいずれも信託財産であり、その受託者はそれを浪費したり無償で消費したりすることは許されない。また、受託者は未払込分について払込を請求すべく義務づけられ、払込金を受け取ったときは、それを注意深く管理することが義務づけられている。

よって、Xの請求は認容すべきであり、原審裁判所であるアイオワ地区巡回控訴裁判所の請求棄却の判決は破棄し、本件を差し戻す。」

つぎに紹介する判決では、連邦最高裁判所が以下のように述べて、Trust Fund Doctrine を根拠とする優先弁済権を肯定した。すなわち、「会社債権者はエクイティ上株式資本について優先弁済権を有する。仮に、株式資本が他に流出した場合、その取得者・転得者が善意で適正な対価を支払って取得した善意有償取得者でない限り、会社債権者は流出した株式資本についての返還請求権を有し、自らの債権の弁済に充てることができる。」と言明した。

Sanger v. Upton, 91 U.S. 56, 23 L.Ed. 220, 1 Otto 56 (1875)

〔事実〕

イリノイ州北部地区巡回控訴裁判所の判決に対する上告である。

本件訴えは、破産した保険会社である訴外A会社（Great Western Ins. Co.）の破産管財人X（Upton）がY（Sanger）に対し引き受けた株式の未払込株金額の支払を求めた引受訴訟（assumpsit）である。A保険会社は当初株式資本額10万ドルで設立され、定款変更により、株式資本額は500万ドルに増加されたが、その後、支払不能となり、1872年2月6日に、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所により破産宣告がなされ、同年4月11日にXが破産管財人に任命された。破産裁判所は、右株式会社の株式資本額の未払込額は1872年8月15日までに破産管財人に支払われるべき旨、及び、それにらつての支払がなされないときには、破産管財人が右金額について回収手続を開始すべき旨の命令を発した。さらに、この命令は、株金支払の催告を添えて、株主に対し公告及びその他の方法により通知された。Yは額面総額1万ドルの株式を所有し、その総額の60%が払込未了であった。XはYに対し未払込株金額の支払を求めて、本件訴えを提起した。イリノイ州北部地区巡回控訴裁判所が請求を認容したので、Yが上告した。

〔判旨〕

「株式会社の株式資本は会社の債務の弁済に充てるために維持される（set apart）原資（fund）である。それは、人的な共同企業体（private copartnerships）において存在する個人の責任に代わるものである。債

務が発生し、債権者との間で契約が締結されるときに、債権者からの要請以外には、株式資本は引き出しえないものである。会社債権者は、エクイティ上株式資本について優先弁済権を有している (The creditors have a lien upon it in equity.)。仮に、株式資本が他に流出した場合、その取得者・転得者が善意で適正な対価を支払って取得した善意有償取得者でない限り、会社債権者は流出した株式資本についての返還請求権を有し、自らの債権の弁済に充てることができる。株式資本は会社と取引をする者の保証としての公に知られた担保である。そして、会社の他の資産と同様に、株金払込未了株式の株金払込請求権はこの担保の一部を構成する。

会社債権者は、株金払込請求権を他と同様に自己の債権の弁済に充当する権利を有し、会社の他の債権と同様に未払込分についての払込を請求する権利を有する。会社債権者に関して言えば、株金払込未了株式についての株金払込請求権と会社の財産を形成している他の資産との間に差異はない。

よって、当法廷は原審判決を正当と考えこれを維持する。」

以上で、Trust Fund Doctrine を不動の地位に確立させた連邦最高裁判所判決の三部作を紹介した。これまでに述べてきたように、1870年代には、Trust Fund Doctrine や Trust Fund Doctrine から派生する会社債権者の優先弁済権を肯定する連邦最高裁判所判決が続々と誕生した。かくして、Trust Fund Doctrine は、1870年代には揺るぎなく確立し、⁽³¹⁾ 1880年代にはその絶頂期を迎えたと言える。すなわち、Trust Fund Doctrine を肯定することにおいて学説は確立していた。⁽³²⁾ 各州の判例法も同様に一致していた。たとえば、コネティカット州では同州最高裁判所が1826年に Trust Fund Doctrine を否定していたにもかかわらず、同裁判所は1884年に再び Trust Fund Doctrine の適用に直面したとき、問題を慎重に熟慮し、巧みに前判決の先例としての効力を廃棄し、Trust Fund Doctrine を採用する旨を判示した。⁽³³⁾ これに象徴されるように、すべての州が連邦最高裁判所の立場に追随した。さらに言えば、1889年に、⁽³⁴⁾

オーハイオ州最高裁判所は、Trust Fund Doctrine を適用すべきか否かの問題に直面し、詳細な検討をした後、Trust Fund Doctrin⁽³⁶⁾を採用した。誕生からの約70年間は、Trust Fund Doctrine の発展の時代であったと言える。

以上のように、1824年の Wood 事件で Story 判事が提唱し採用した Trust Fund Doctrine は、1880年代には、「アメリカ合衆国において他のいかなる法理と比べても、疑問の余地なく揺るぎなく確立していた」のである。

[本研究は、Trust Fund Doctrine の確立期までを発表しており（柴田和史「信託財産の法理（1）」法学志林93巻4号3頁（1996）、「同（2）」法学志林95巻1号69頁（1997））、信託法学会における研究報告もここまでを範囲とした。今後は、Trust Fund Doctrine のその後の発展と凋落について研究を進め、発表を行う予定である。]

- (1) LAWRENCE M. FREEDMAN, A HISTORY OF AMERICAN LAW, 199, 516 (2nd Ed., 1985)
- (2) 「信託財産の法理は、現在では実質的に廃棄されている。」 HARRY G. HENN & JOHN R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATIONS, 431 (3rd ed. 1983); 「信託財産の法理は、結局のところ廃棄されている。」 WILLIAM L. CARY & MELVIN ARON EISENBERG, CORPORATIONS, 1357 (6th ed. 1988); 「信託財産の法理は一九世紀のものであった。」 JESSE H. CHOPER, JOHN C. COFFEE, Jr. & C. ROBERT MORRIS, Jr., CASES AND MATERIALS ON CORPORATIONS, 13, 909 (3rd ed. 1989)
- (3) Joseph Jude Norton, Relationship of Shareholders to Corpotate Creditors upon Dissolution: Nature and Implications of the "Trust Fund" Doctrine of Corporate Assets, 30 BUS. LAW. 1061 (1975).
- (4) Id. at 1078.
- (5) ニューヨーク州一審裁判所は、1985年に、Trust Fund Doctrineについて次のように明確に述べている。「会社債権者の権利に関して、ニューヨーク州の裁判所はこれまでTrust Fund Doctrineを採用してきた。この法理によれば、一定の条件下において、会社の資産は会社債権者のためのTrust Fund を構成する。」 (Roos v. Aloï, 487 N. Y. S. 2d 637 (Sup.

1985))

- (6) カンザス州最高裁判所は1991年のCarson事件の判決においてTrust Fund Doctrineを詳細に検討した結果、Trust Fund Doctrineは同州では生き続けていると結論づけた (Carson v. Davidson, 248 Kan. 543, 808 P. 2d 1377 (1991))。そこでは、カンザス州の一審裁判所が、Xらが請求の根拠としたTrust Fund Doctrineはカンザス州ではこれまでに採用されていないと述べ請求を棄却したのに対し、カンザス州最高裁判所はTrust Fund Doctrineを慎重に検討した後、以下のように判示した。「当裁判所は、Trust Fund Doctrineがカンザス州で生き続けていると結論する。同法理は次のように要約することができる。Trust Fund Doctrineの下では、解散会社の資産については、会社の債権者が株主に優先して弁済を受ける権利を有し、債権者はそのような資産が株主の許に移転したときは同株主があたかも債権者のための受託者であるかのように考え、その資産を追及し取戻す権利を有する。解散会社の資産を受け取った株主が、受け取った資産を処分したときは、資産の価値の限度で会社の債権者に対し責任を負う。かくして当裁判所は、原審裁判所がカンザス州においてTrust Fund Doctrineは採用されなかったことのないとして請求棄却の略式判決を言い渡した点に誤りがあると考え。よって、原判決を破棄し本件を差し戻す。」

- (7) 1945年から1994年までの間にテキサス州の裁判所に係属した事件で信託財産の法理が論じられたものは25件存在する (LEXISによる調査)。この中で、有名なものとしては、Henry I. Siegel Co. v. Edna Folliday, 27 Tex. Sup. J. 162, 663 S. W. 2d 824 (1984); Hixon v. Pride of Texas Distributing Co., Inc. 683 S. W. 2d 173 (Tex. Ct. App. 1985); Suarez v. Sherman Gin Co., 697 S. W. 2d 17 (Tex. App. 5 Dist. 1985) などがある。

以下に、Hixon事件を簡単に紹介しておく。

Hixon v. Pride of Texas Distributing Co., Inc. 683 S. W. 2d 173 (Tex. Ct. App. 1985)

[事実]

Y₁会社の非担保債権者であるXが、Y₁会社及びY₁会社の取締役・役員・株主であるY₂—Y₄に対し未払売買代金の支払を求めて訴えを提起した。Xは、信託財産の法理を根拠として、Y₂—Y₄の個人的責任を追及した。一審裁判所ではXが勝訴したため、Yらが控訴した。

[判旨]

テキサス州においては、信託財産の法理はLyons-T. Hardware事件

- (1893)以来、最高裁判所が認めている。この法理は、Fagan事件(1973)においていねいに説明されている。すなわち、株式会社が(1)支払不能に陥り、(2)営業を停止したときは、会社の資産は優先的に会社債権者の利益のための信託財産となる。会社の役員や取締役は、会社資産を会社債権者のために受託者として保持し、彼らは債権者に対し信託関係に立ち債権者に対し忠実義務を負う。彼らは会社資産を債権者のために管理すべきことと、債権者に公平に分配すべきことを義務づけられる。この義務違反は、債権者が直接に役員や取締役の責任を追及するための訴訟原因となる。なお、負うべき責任は、すべての取締役が受け取った会社資産の価値の限度に制限される。信託財産の法理に関する判断に誤りは認められないので、当裁判所は、XのY₂ないしY₄に対する請求を認容した原審判決を正当と考える。よって、原判決維持。」
- (8) この他、ルイジアナ州最高裁判所も1978年の判決の中で「確立した法理によれば、会社の財産はその債務の支払に充てるための信託財産である」と述べている (Roddy v. Norco Local 4-750, 359 So. 2d 957, 960 (La. 1978))。
- (9) Note, The Equitable Liability of Stockholders; The Grounds upon Which it Rests, 13 YALE L.J. 66, 69(1903).
- (10) このことは信託された財産について確立している一般的な理論である。判決において、Story判事はイギリスの代表的な以下の判例を説明する。すなわち、Adair v. Shaw, 1 Sch. & Lef., 243, 262; Taylor v. Plumer, 3 Maule & Selw., 562, 574 (105 E. R. 1815); Hill v. Simpson, 7 Ves. Jr. 152 (32 E. R. 1802) などである。
- (11) 以下の最近の判決は、Trust Fund Doctrineが必要とされた当時の事情について述べる。Blankenship v. Demmler Manufacturing Co., 89 Ill. App. 3d 569, 411 N. E. 2d 1153 (1980); Hunter v. Fort Worth Capital Corp., 620 S. W. 2d 547 (Tex. 1981); Carson v. Davidson, 248 Kan. 543, 808 P. 2d 1377 (1991)。
- (12) 「コモン・ローにおいては、会社の解散は会社の法律的な意味での存在を消滅させることとされる。会社がひとたび解散すると、会社は原告適格も被告適格も失い、係属中の訴訟は却下となる。そのような効果をもたらす会社の解散が生じた場合に、会社債権者の保護のために、信託財産の法理はエクイティ裁判所によって生み出された。この法理に従うと、会社の財産は会社の債務の弁済のための信託財産とみなされる。したがって、株主に分配された財産は、なお、会社債権者に対する責任財

産であり続ける。」(Blankenship v. Demmler Manufacturing Co., 89 Ill. App. 3d 569, 411 N. E. 2d 1153, 1155 (1980)) ; 「コモン・ローにおいて、会社の解散は会社の法律的な意味での存在を終結させる。ひとたび解散すると、会社は訴えを提起する能力も訴えを提起される能力も失い、その会社が当事者となっているすべての訴訟手続は終結する。」(Hunter v. Fort Worth Capital Corp., 620 S. W. 2d 547, 549 (Tex. 1981))

- (13) Greeley v. Smith, Fed. Cas. No. 5748, 3 Story 657 (C. C. D. Me. 1845)

[判旨 (Story 判事)] (事実は省略)

「本件における問題点は、会社が自発的に設立特許 (charter) を放棄し消滅する場合または立法により設立特許が消滅する場合における、係属中の訴訟の帰趨の問題である。このような事情において、法律により消滅するに至った会社に対し何を行いうるかが問題である。会社の設立特許を消滅させる場合に、会社に対する権利に関する限り会社は存続するという規定を置かず、第三者の会社に対する訴訟追行権を確保しておかないような立法は極めて拙劣な立法と言える。多くの銀行は、法律により会社の存続期間が限定されており、その期間が経過すると、なんらかの救済措置がなされない限り、会社は事実上死滅する。私には、自然人が死亡する場合と会社が消滅する場合とにおいて係属中の訴訟の取扱を区別して考えることはできない。コモン・ローでは自然人の死亡の場合、なんらかの法律により復活することが可能である場合を除き、訴訟は却下となる。このことは合衆国連邦裁判所に係属している訴訟についても同様である。そこでは、もし訴訟追行権が存続するならば死亡した側の当事者の代理人が原告または被告として訴訟を遂行することになる。しかし、そのような規定は会社については存在しない。

したがって、会社に対する係属中の訴訟は、単純な法の作用により会社の死とともに却下となる。会社側の訴訟代理人は訴答等において会社の消滅を述べれば十分であり、そのように事実が認定されれば、本件の会社に対する訴えは法律の効果として却下となる。また、会社に対するこれに続くすべての訴訟手続は無効となる。よって、請求を却下する。」

- (14) 1 WILLIAM BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND, 484-485 (1765). なお、Blackstone は、COKE, FIRST INSTITUTE OF THE LAWS OF ENGLAND, 195 (1628) を根拠とする。
- (15) Urban R. Miller, The status of choses in action of dissolved but unadministered corporations after expiration of the statutory period for winding up, 9 Miss. L. J. 455-479 (1937)

- (16) 2 VICTOR MORAWETZ, A TREATISE ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, § 1031, at 988 (2d ed. 1886).
- (17) この時期より後に出された判決や会社法の体系書が言及するものとして以下の判決があるが、いずれも、信託財産の法理の発展史においては、あまり重要な意義を有さない。Slee v. Bloom, 19 Johns. (NY) 474 (1822); Briggs v. Penniman, 8 Cow. (NY) 387 (1826); Nathan v. Whitelock, 3 Edw. C. (NY) 215 (1838), affirmed by the chancellor, 9 Paige, 152 (1841).
- (18) ただし、コネティカット州のCatlin v. Eagle事件では同州最高裁判所は信託資産の法理を否定した。
- (19) 「告知令状」である。古い判決の効力を復活させて、それに基づいて執行しようとか、判決に基づいて判決当事者以外の者に対して執行しようとか、特許状の取消を求めようとする場合等に用いられた令状である。この令状は、執行官 (sheriff) に対して、相手方である被告に、申立人である原告がその判決を利用してはならない理由か、または、特許状を取り消してはならない理由を申し立て証明すべき旨を、告知または警告すべきことを命ずるものである。(高柳賢三＝末延三次 (編) 英米法辞典428頁 (1952))
- (20) 合衆国憲法 1 編 10 節 1 項「州は、……契約上の債権債務関係を害する法律を制定し……てはならない。」
- (21) Wright v. Petrie, 1 Sm. & M. 319 (1843).
- (22) Ward v. Griswoldville Man. Co., 16 Conn. 598 (1844): 額面100ドルの額面株式により構成される資本額5万ドルのY株式会社 (Griswoldville Man. Co.) は、全株主からの株金の払込が40%だけ履行された時に、支払不能となった。そこで、会社債権者であるX (Ward) が、会社が株主に対して有する株金払込請求権は会社の株式資本を構成するとして、エクイティ裁判所の権限により、会社の有する株金払込請求権を行使し、払い込まれた株金を債権者の債務の弁済に充てることを求めて訴えを提起した。その際、X側が、Wood事件を根拠として、株主に対する株金払込請求権を含む株式資本は会社の債務の弁済に充てられるべきTrust Fundであると主張した。コネティカット州最高裁判所はXの請求を認容した。
- (23) Fowler v. Robinson, 31 Me. 789 (1850): 訴外A株式会社の株主総会において、Y (Robinson) を含む株主らが総額で会社の資本額の75%に及ぶ会社債務の弁済のために、すべての株主は所有株式の額面総額の75%に

あたる金額を会社に拠出すべきことを決議した。Yは所有株式の額面総額の100%を拠出したが、他の多くの株主が拠出しなかったため、会社の債務は完全には弁済されなかった。そこで、X (Fowler)は会社に対し7351.57ドルの給付判決を得て、執行したところ、執行官が差し押さえるべき財産が存在しない旨の報告書を示したので、Yに対しXの債権の弁済を求めて引受訴訟を提起した。

メイン州最高裁判所は、ニューヨーク州のSlee v. Bloom事件においては、取締役会決議により株主の株金払込債務のうちの未払込分について払込をすべきことが決定されたが、そこではさらに、他の株主が払込をしない場合でも、個々の株主はここで決定された額以上を要求されることはない旨の決定も伴われていたが、本件A会社における株主総会決議にはそのような文言は存在しないので、YはXからの請求に応じなければならないと判示した。

- (24) Hightower v. Thornton et al. 8 Georgia R. 493 (1850).
- (25) 合衆国憲法1編10節1項「州は、……契約上の債権債務関係を害する法律を制定し……てはならない。」
- (26) 2 JOSEPH STORY, COMMENTARIES ON EQUITY JURISPRUDENCE, § 1252 (3rd. 1843) (筆者は、1843年の第3版で確認した。)
- (27) 本件事案がTrust Fund Doctrineの例外にあたるとするYらの主張は、Y 1州は本件銀行株式会社の唯一の株主であるという点にある。これに対し、判旨は、会社の株式資本が、会社に利害関係を有する唯一の者であるY 1州から払い込まれたという事実は、会社債権者としてXの権利になんらの影響も与えない、その権利は、会社財産を善意有償で取得した者を除き、あらゆる人の許にその資産が移転しても、これを追及できるのであり、エクイティ裁判所は右のような取得者以外の者に対する命令 (decree) により強制執行を行うことができると述べる。
- (28) 前述したように、このことがTrust Fund Doctrineを必要とした理由である。
- (29) 最小限10分の1の払込が必要とされ、残額は担保されるべきことが要求されていた(17 Wall. (84 U.S.) 610)。
- (30) Wait, at 128「株式会社の債権者はその株主に対しその未払込株金についての払込請求権をコモン・ロー上の訴えにより行使することはできない (Patterson v. Lynde, 106 US 519)」
- (31) 1877年の連邦地方裁判所の判決がこのことを物語る。すなわち、LOVE判事は「No doctrine of equity is more firmly established upon

solid foundations of reason and authority, than the principle that the capital stock, property and assets of a corporation are to be deemed a trust fund sacredly pledged for the payment of the debts of the corporation.] at Union National Bank of Chicago v. Douglass, 1 McCrARY 86, 90 (C. C. D. Iowa 1877) と述べる。

- (32) 但し、Trust Fund Doctrineが果たす機能において若干の変質が認められると思われる。すなわち、1850年代頃までは、解散会社の債権者への弁済が完了する前に株主に会社の財産が移転されたという状況において、当該財産を取り戻すというTrust Fund Doctrineの当初の機能が要求された。しかし、前章でも述べたように、この頃から、解散及び清算手続の規定が整備されるようになるため、1870年代には右の機能はあまり必要ではなくなったものと思われる。そして、この頃からは、株式の分割払込制度の下において、株金額の一部しか払込をしていない株主に対し倒産会社の管財人が全債権者の利益のために残額の払込請求権が信託財産であるとしてエクイティによりその行使を求めるという類型になってくる。
- (33) GEORGE W. FIELD, THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, § 365 (1883); HENRY O. TAYLOR, A TREATISE ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, § 655 (1884) 「信託財産の法理が確立していることについては、今やいささかの疑義も存在しないと思われる」と述べる。CHARLES FISK BEACH, Jr., COMMENTARIES ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, Vol. I, § 116 et seq. (1891); T. CARL SPELLING, A TREATISE ON THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS, Vol. II, § 710 et seq. (1892)。
- (34) Catlin v. Eagle Bank of New Haven, 6 Conn. 233 (1826).
- (35) Crandall v. Lincoln, 52 Conn. 73, 108 (1884).
- (36) Rouse v. Merchants' National Bank, 46 Ohio St. 493 (1889).

(法政大学法学部教授)